

分娩に伴う出産育児一時金

分娩をされますと加入されている健康保険より、出産育児一時金が支給されます。

支給申請は、加入している健康保険により、手続き方法が多少異なります。

社会保険（健保もしくは共済組合）に加入している場合

被保険者本人または被扶養者（配偶者）が出産した時に、加入している保険者より出産育児一時金が支給されます。支給額は 42万円です。

提出までの流れ

1. 専業主婦はご主人の勤務先から、現在働いている方は（1年以上働いて退職6ヶ月以内に出産した）勤務先もしくは加入の社会保険事務所から用紙をいただきましょう。
2. 出産に立ち会った医師や助産師の証明をもらいましょう。
3. 支給申請書に必要事項を全て記入したら、勤務先から用紙をいただいた方は会社の総務部もしくは人事部へ。加入の社会保険事務所からいただいた方は同じ社会保険事務所へ提出しましょう。

国民健康保険に加入している場合

被保険者本人または被扶養者（配偶者）が出産した時に、国民健康保険より出産育児一時金が給付されます。支給額は 42万円です。（産科医療補償制度加入の医療機関で出産の場合）

提出までの流れ

1. 保険証、預金通帳、印鑑を持参して国民健康保険加入の市町村役場の国保年金課に行きましょう。
2. 申請用紙は直接国保年金課窓口でもらい、必要事項を記入し手続きしましょう。社会保険と違い、医師や助産師の証明は不要です。

受け取る金額は1人につき42万円ですが、双子なら84万円（産科医療補償制度加入の医療機関で出産の場合）です。双子の場合申請用紙に多胎証明を記入してもらいましょう。また、4ヶ月以上の死産した場合でも受け取る資格があります。